

6 国分寺市土地開発公社資産等

平成26年3月31日現在

資産 (15億3,947万円)	
現金および預金	3,475万円
未収金	0万円
公有用地 事業用地 5,173.08㎡	15億472万円
負債 (14億2,357万円)	
事業用長期借入金	0万円
事業用短期借入金	7億5,590万円
市借入金	6億6,717万円
除却保証金預り金	50万円
資本 (1億1,590万円)	
資本金および準備金	1億1,590万円

市の事業計画に基づいて土地開発公社が先行取得した事業用地は、早期に事業活用が図れるよう検討しています。

7 市有財産の状況

平成26年3月31日現在 (対前年度増減)

土地	公園や施設の敷地
	475,186.65㎡ (+4,597.95㎡)
建物	学校や公民館など
	159,726.98㎡ (+571.29㎡)
物権	地上権
	1,303.81㎡ (±0㎡)
出資による権利	JR東京西駅ビル開発(株)出資金など
	5,790万円 (±0円)
物品	1件100万円以上の自動車等備品類
	303点 (+8点)
債権	国分寺市土地開発公社貸付金など
	7億1,805万円 (△181万円)
基金	財政調整基金など
	34億7,400万円 (+5億2,500万円)

8 総務省方式改訂モデルによる財務書類4表の公表について

市では、平成20年度決算から財務書類4表(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)を、総務省方式改訂モデルで作成しています。これらの財務書類では、資産・債務を適正に把握するために、より細やかな情報を提供するとともに、市が連携協力して行政サービスを実施している関係団体等を含めた連結ベースでの財政状況を把握することが可能となります。

財務書類は現在、オープナー(市役所附属棟)・市HPで公表しています。



健全化判断比率・資金不足比率の算定結果

指標	年度	国分寺市	多摩26市平均	早期健全化基準(*5)	財政再生基準(*5)	解説
①実質赤字比率 「普通会計の赤字額」が、税や交付金などの「市の収入の標準額(*6)」に対しどれくらいの割合かを示す指標。	25年度	—	—	12.24%	20.00%	この比率が高まるほど、赤字額が大きく、普通会計の財政運営が深刻であることを意味します。平成25年度は黒字のため「数値なし(—)」となっています。
	24年度	—	—	12.25%		
②連結実質赤字比率 普通会計だけでなく、国民健康保険事業などの特別会計、下水道事業などの公営企業会計も含めた「市全体における赤字額」がどれくらいの割合かを示す指標。	25年度	—	—	17.24%	30.00%	普通会計だけでは見えない市全体としての財政運営の深刻度を示します。平成25年度は黒字のため「数値なし(—)」となっています。
	24年度	—	—	17.25%		
③実質公債費比率 「市全体の実質的な借金返済額(公債費)」が、税や交付金などの「市の収入の標準額」に対しどれくらいの割合かを示す指標。	25年度	2.7%	2.2%	25.0%	35.0%	この比率が高まるほど、借金の返済に一般財源が圧迫され、財政の弾力性が低下することを意味します。平成24年度から1.5ポイント改善しています。
	24年度	4.2%	2.7%			
④将来負担比率 「普通会計で将来負担することが見込まれる額」が、税や交付金などの「市の収入の標準額」に対しどれくらいの割合かを示す指標。	25年度	—	26.3%	350.0%		この比率が高まるほど、将来に見込まれる負担が大きいのことを意味します。平成25年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため「数値なし(—)」となっています。
	24年度	19.2%	18.2%			

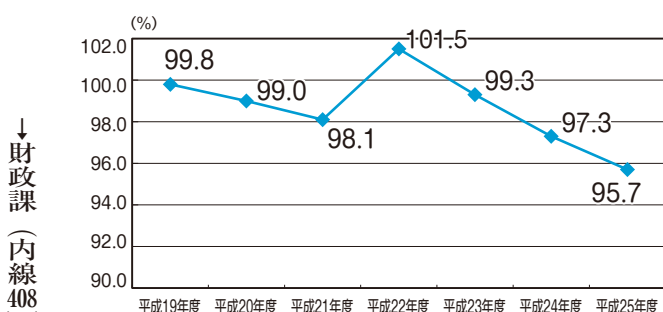
(*5) 「早期健全化基準」はいわばイエローカードで、数値が1つでもこの基準を超えた場合は、国の関与のもとで計画的に財政の健全化を図っていくこととなります。また、「財政再生基準」はいわばレッドカードで、この基準を超えた場合は、国のより強い関与のもと、財政再生を進めることが必要となります。

(*6) 財政用語で「標準財政規模」といい、平成25年度は約229億1,016万円です。

指標	年度	下水道事業特別会計	国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計	経営健全化基準(*7)	解説
⑤資金不足比率 赤字の公営企業会計の「資金不足額」が「収入(料金収入や土地売却収入)」のどれくらいを占めているかを示す指標。	25年度	—	—	20.0%	この比率が高まるほど、公営企業の収入(料金収入や土地売却収入)で資金不足を解消するのが難しく、経営状況に問題があることを意味します。平成25年度は黒字のため「数値なし(—)」となっています。
	24年度	—	—		

(*7) 「経営健全化基準」を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を定め、経営の健全化に向けて早急に取り組むことが必要となります。

経常収支比率



▼経常収支比率

市の財政構造の弾力性を判断する指標として使われるもので、人件費・扶助費・公債費等の経常経費(義務的経費)に、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されたかをみるものです。経常経費に充当した一般財源の残りの部分が大きいほど臨時的財政需要に対応できることとなり、財政構造に弾力性があるといえます。経常収支比率は、70~80%の間にあるのが理想とされています。平成25年度多摩26市の平均は91.9%です。

地方自治体の財政問題に対応した法律として平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、この法律により財政健全化にかかる各指標を、監査委員の審査を経て議会に報告し、かつ公表す

ることが義務づけられました。平成25年度決算における健全化判断比率は、昨年同様に4つの指標すべてで早期健全化基準の範囲内でした。しかし、算定された各比率は、あくまで法律上、全国統一の基準で地方自治

体の健全度を測る財政指標の一つであり、財政の早期健全化や再生の観点から、市の財政の実態を明らかにするためのルールにすぎず、早期健全化基準を下回れば財政運営上問題がないというわけではありません。

臨時的な支出にどれだけ柔軟に対応できるかという指標である経常収支比率は、95.7%と前年度と比較して1.6ポイント改善しました。理想とされる70~80%には依然として遠く、多摩26市中24番目であり、財政の硬直化を表しています。

健全化判断比率や経常収支比率などの数値だけでは、自治体の正確な状況を把握することはできませんが、改善に向けて適切な財政運営に取り組んでいきます。

平成25年度健全化判断比率を公表します
本市は早期健全化基準の範囲内